

一般収集質疑応答マニュアル (F A Q)

令和 7 年 7 月

熊 本 国 税 局

目 次

《記載（入力）要領等》

問 1)	資料提出の法的根拠は何か	1
2)	なぜ、私に依頼書を送付したのか	1
3)	この資料せんは、何のために提出するのか	1
4)	住所の変更届を提出したが、古い住所で文書が届いている	1
5)	資料せんの用紙が入っていないが、どうすればよいか	1
6)	提出する光ディスク等はこちらで用意するのか	2
7)	e - T a x 又は光ディスク等での提出は難しいので、書面により提出したい	2
8)	書面による提出をしたいが、用紙を出力することが困難である	2
9)	合計表をなくしたがどうすればよいか	2
10)	どの科目について作成すればよいか	2
11)	作成範囲の「期間中の取引金額が 5 万円（10 万円）以上」とは、 どういう意味か	3
12)	作成対象期間が当社の事業年度と合わないのに、当社の事業年度に 合わせて作成したい	3
13)	提出枚数が多く、作成に時間がかかる	3
14)	接待交際費は、取引先への冠婚葬祭代も作成するのか	3
15)	接待交際費（飲食代）をクレジットで支払ったが、どのようにすればよいか	3
16)	相手先の住所が分からないが、どうすればよいか	3
17)	取引先の社名変更があった場合は、どうすればよいか	3
18)	取引先の住所変更があった場合は、どうすればよいか	4
19)	取引先銀行の名称（合併等）が変わったがどうすればよいか	4
20)	「取引」と「決済」の違いは何か	4
21)	支払方法が複数ある場合は、どのようにすればよいか	4
22)	振込みの際の手数料は、取引金額に含まれるのか	4
23)	取引金額に消費税は含めるか	4
24)	該当する取引がない場合は、どうすればよいか	4
25)	国税局資料センター宛の返信用封筒が同封されているが、 所轄の税務署の窓口へ提出してもよいか	4
26)	直接、国税局資料センターへ持参するのは可能か	5
27)	資料せんを e - T a x で提出することはできるのか	5
28)	電子メールでの提出はできるのか	5

《e - T a x による提出》

問 29)	e - T a x による提出を考えているが、まず何をすればよいか	5
30)	提出するデータ形式は何か	5
31)	資料せんを P D F ファイルで提出してもよいか	6
32)	合計表をデータで作成することはできないのか	6
33)	合計表（P D F 形式を添付した後、資料せん（C S V 形式）が添付できない	6
34)	資料せんが大量のため送信できない	7
35)	「提出先調査部門等番号」とは何か	7
36)	「提出先調査部門等番号」が記載された用紙を紛失した	7
37)	e - T a x の利用方法が分からない場合はどうしたらよいか	7

《光ディスク等》

問 38)	光ディスク等で提出する場合は、合計表を提出するのか	7
39)	合計表の提出枚数欄は、どのように記載すればよいのか	7
40)	光ディスク等を送付したいが、同封されていた返信用封筒で 送っても大丈夫か	8
41)	提出した光ディスク等は、返却してもらえるのか	8
42)	光ディスク等に入力したものを、印刷して紙で提出してもよいのか	8

- 43) 提出する科目ごとにシートを作成するのか 8
- 44) 提出するファイルのデータ形式（PDF、Excel等）は何でも 8
よいのか

《暗号化》

- 問 45) 「光ディスク等で提出する場合、暗号化をお願いします」と書いて 8
あったがどういうことか
- 46) 自己復号型暗号化方式とは何か 8
- 47) パスワードはどのようにして確認するのか 9
- 48) 電話によりパスワードを聴取するのは、問題があるのではないか 9
- 49) 暗号化ソフトのインストールは、どうすればよいか 9
- 50) 暗号化できない場合は、どうすればよいか 9

《記載（入力）要領等》

問 1） 資料提出の法的根拠は何か

【答】 税務署は、適正公平な課税の実現のため、各種の資料情報の収集に努めております。
この度の依頼については、国税通則法第 7 4 条の 1 2 第 1 項に基づきお願いしているものです。
お手数をお掛けしますが、趣旨を御理解いただき、御協力をお願いします。

国税通則法第 7 4 条の 1 2 第 1 項（当該職員の事業者等への協力要請）

国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあっては、消費税等又は国際観光旅客税に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

問 2） なぜ、私（当社）に依頼したのか

【答】 いろいろな業種の方に収集を依頼しております。
御理解と御協力をお願いします。

問 3） この資料せんは、何のために提出するのか

【答】 「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出のお願いについて」に記載していますように、「適正・公平な課税の実現」のため、国税通則法に基づき資料の提出をお願いしているもので、強制ではありませんが、資料の作成・提出に是非御協力をお願いします。

問 4） 住所の変更届を提出したが、古い住所で文書が届いている

【答】 お手数ですが、現在の住所に訂正していただき、提出をお願いします。

問 5） 資料せんの用紙が入っていないが、どうすればよいか

【答】 今回の収集から、e-Tax により提出いただくことが可能となりました。
e-Tax や光ディスク等、データによる提出に御協力いただきたく、一般取引資料せんの用紙を同封しておりません。
同封の案内文書や熊本国税局ホームページを参考にいただき、e-Tax 又は光ディスク等での提出に是非御協力をお願いします。

- e-Tax による提出方法（ホームページ掲載先）

熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出

> (1) e-Tax による提出について

> e-Tax による提出のご案内

- 光ディスク等による提出方法（ホームページ掲載先）

熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出

> (2) 光ディスク等による提出について

問 6) 光ディスク等で提出する場合、光ディスク等はこちらで用意するのか

【答】 提出いただく光ディスク等につきましては、恐れ入りますが、自身（貴社）でご用意いただきますようお願いいたします。

問 7) e-Tax 又は光ディスク等での提出は難しいので、書面により提出したい

【答】 一般取引資料せんの用紙は熊本国税局ホームページに掲載しておりますので、そちらから出力をお願いします。

なお、できる限り e-Tax 又は光ディスク等での提出に御協力いただくようお願いします。

- 書面による提出方法（ホームページ掲載先）

熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出

> (4) 書面による提出について

問 8) 書面により提出をしたいが、用紙を出力することが困難である

【答】 国税局資料センターから用紙を発送します。

お手数ですが、「売上、仕入、費用及びリポート等に関する資料の提出のお願いについて」に記載している担当先の電話番号までご連絡ください。

問 9) 合計表をなくしたがどうすればよいか

【答】 合計表の用紙は熊本国税局ホームページに掲載しておりますので、そちらから出力をお願いします。

なお、合計表の出力が困難な場合は、同封しているチラシを参考に、適宜の用紙に必要事項を記載の上、提出をお願いします。

- 合計表用紙（ホームページ掲載先）

熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出

> (2) 光ディスク等による提出について

> 「2 『一般収集資料せん合計表』とともに、光ディスク等を提出」

問 10) どの科目について作成すればよいか

【答】 「売上、仕入、費用及びリポート等に関する資料の提出のお願いについて」の「取引区分」の科目の＊印が付いているものについて、作成をお願いします。

問 1 1) 作成範囲の「期間中の取引金額が5万円（10万円）以上」とは、どういう意味か

【答】 回答いただく1年の間に、各取引先との取引金額合計が5万円（10万円）以上であれば、その取引先への支払内容について資料を作成していただき、提出をお願いします。

例えば、回答期間の間に、A社に20万円支払い、B社に3万円支払った場合は、A社との取引についてのみ資料を作成していただきます。

問 1 2) 作成対象期間が当社の事業年度と合わないのに、当社の事業年度に合わせて作成したい

【答】 貴社の事業年度に合わせた期間を作成いただいても差し支えありません。

（例）2月決算法人の場合・・・作成対象期間を令和6年3月から令和7年2月とする

問 1 3) 提出枚数が多く、作成に時間がかかる

【答】 お手数ですが、期限までの提出が困難な旨を、「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出のお願いについて」に記載している担当先の電話番号までご連絡をお願いします。

問 1 4) 接待交際費は、取引先への冠婚葬祭代も作成するのか

【答】 「売上、仕入、費用及びリベート等に関する資料の提出のお願いについて」に記載のとおり、接待交際費については、飲食店等での支払についてのみ作成いただき、それ以外の支払について作成していただく必要はありません。

問 1 5) 接待交際費（飲食代）をクレジットで支払ったが、どのようにすればよいか

【答】 飲食した日付が分かれば、その日付を取引年月日として支払金額を入力（記載）してください。

決済日（口座引落日）での入力（記載）であれば、資料せんの「品名等」欄に「クレジット払」と入力（記載）してください。

問 1 6) 相手先の住所が分からないが、どうすればよいか

【答】 支払先からの請求書や領収書でも確認できなければ、〇〇県〇〇市〇〇町までで結構ですから、分かる範囲で入力（記載）してください。

その際、支払先の電話番号や屋号など、分かるところは入力（記載）して提出をお願いします。

問 1 7) 取引先の社名変更があった場合は、どうすればよいか

【答】 現在の会社名を入力（記載）してください。

問 18) 取引先の住所変更があった場合は、どうすればよいか

【答】 現在の住所を入力（記載）してください。

問 19) 取引先銀行の名称（合併等）が変わったがどうすればよいか

【答】 現在の名称を入力（記載）してください。

問 20) 「取引」と「決済」の違いは何か

【答】 請求書ベースの場合は「取引」で、領収書ベースの場合は「決済」として入力（記載）してください。

問 21) 支払方法が複数ある場合は、どのようにすればよいか

【答】 支払方法ごとに1行入力（記載）してください。

その際、各行の決済方法欄には、それぞれの支払方法に対応するコードを入力（記載）してください。

例えば、30万円の取引で、10万円を現金と手形で支払い、残りの10万円を相殺した場合は、3行に分けて金額を10万円ずつ入力（記載）し、それぞれの決済方法のコード欄に、「1・3・5」と入力（記載）してください。

問 22) 振込みの際の手数料は、取引金額に含まれるのか

【答】 振込手数料を除いた金額を入力（記載）してください。振込手数料を含んだ金額を入力（記載）される場合は、「品名等」欄に「振込手数料込」と入力（記載）してください。

問 23) 取引金額に消費税は含めるのか

【答】 金額の欄には、消費税を含めた金額を入力（記載）してください。税抜きで入力（記載）される場合は、「備考」欄に「消費税抜き」、「税抜き」等と入力（記載）してください。

問 24) 該当する取引がない場合は、どうすればよいか

【答】 同封している「一般収集資料せん合計表」に、住所（所在地）、氏名（名称）を記載の上、「摘要」欄に「該当なし」と御記入いただき、「合計表」のみを返信用封筒により送付してください。

問 25) 国税局資料センター宛の返信用封筒が同封されているが、管轄の税務署の窓口へ提出してもよいのか

【答】 原則としては、返信用封筒による提出をお願いしております。

ただし、紛失や汚損により返信用封筒での提出が困難である場合は、管轄署の窓口へ提出いただいても差し支えありません。

問 2 6) 直接、国税局資料センターへ持参するのは可能か

【答】 国税局資料センターには受付窓口がないため、同封の返信用封筒による提出をお願いしております。
ただし、紛失や汚損により返信用封筒での提出が困難である場合は、管轄署の窓口へ提出していただくようお願いします。

問 2 7) 資料せんを e-Tax で提出することはできるのか

【答】 今回の依頼分から e-Tax による提出が可能となりました。
基本的な操作手順は熊本国税局ホームページに掲載していますので、是非ご利用ください。

- e-Tax による提出方法（ホームページ掲載先）
熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出
 > (1) e-Tax による提出について
 > e-Tax による提出のご案内

問 2 8) 電子メールでの提出はできるのか

【答】 電子メールによる提出はできません。e-Tax 又は提出可能な媒体（CD・DVD・FD・MO）での提出をお願いします。
詳しくは、同封のチラシをご確認ください。

《e-Tax による提出》

問 2 9) e-Tax による提出を考えているが、まず何をすればよいか

【答】 初めて e-Tax をご利用になる場合は、WEB や書面により、納税地を所轄する税務署長に e-Tax の開始届出書を提出し、利用者識別番号を取得していただく必要があります。

その後、電子証明書をお持ちでない場合は取得していただき、e-Tax ソフトをダウンロードすることで e-Tax がご利用いただけます。

ご利用の流れにつきましては、同封のチラシ「一般取引資料せんの e-Tax による提出」をご確認ください。

- e-Tax による提出方法（ホームページ掲載先）
熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出
 > (1) e-Tax による提出について
 > e-Tax による提出のご案内

問 3 0) 提出するデータ形式は何か

【答】 資料せんと合計表を、それぞれデータで提出していただきます。
資料せんは CSV ファイル、合計表は PDF ファイルにより提出してください。

1 送信で送信できるデータは CSV ファイルと PDF ファイルのいずれかに限られています。(問 3 3 参照)

一般取引資料せん

熊本国税局ホームページに掲載している Excel ファイル「『資料せん』入力様式」に必要な項目を入力し、ファイル形式を C S V 形式に変換したデータを作成していただくこととなります。

- Excel ファイル「『資料せん』入力様式」(ホームページ掲載先)

熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出

> (1) e-Tax による提出について

> (3) 資料せん入力様式 (Excel) 及び入力要領

- CSV データの作成 (ホームページ掲載先)

熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出

> (1) e-Tax による提出について

> (4) CSV 形式データの作成

> 「1 CSV 形式データ作成手順」

一般収集資料せん合計表

同封している「一般収集資料せん合計表」に必要事項を記載し、スキャンによりイメージデータ (PDF 形式) を作成していただくこととなります。

- イメージデータ (PDF 形式) の作成 (ホームページ掲載先)

熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出

> (1) e-Tax による提出について

> (4) CSV 形式データの作成

> 「2 イメージデータ (PDF 形式) の作成」

問 3 1) 資料せんを PDF ファイルで提出してもよいか

【答】 提出は可能ですが、CSV ファイルによる提出にご協力ください。

問 3 2) 合計表をデータで作成することはできないのか

【答】 合計表は、書面により作成していただいております。

お手数ですが、同封している合計表用紙に必要事項を記入した後、スキャンによりイメージデータ (PDF 形式) を作成いただくようお願いします。

問 3 3) 合計表 (PDF 形式) を添付した後、資料せん (CSV 形式) が添付できない

【答】 1 送信で送信できるデータは CSV ファイルと PDF ファイルのいずれかに限られています。

お手数ですが、合計表と資料せんをそれぞれ送信していただくようお願いします。

(例) 資料せんを CSV 形式で送信した後、e-Tax ホームページにログインし、「お知らせ・受信通知」に格納された受信通知から合計表 (PDF 形式) を追加送信する

問 3 4) 資料せんが大量のため送信できない

【答】 添付ファイルは、CSV ファイルの場合は合計サイズが 8.0MB（PDF ファイルの場合は合計サイズが 14.0MB）を超えると送信できません。

サイズが上限を超えてしまう場合は、お手数ですが、ファイルを分割した後、e-Tax ホームページにログインし、「お知らせ・受信通知」に格納された受信通知から追加送信してください。

● 資料せん及び合計表の送信（ホームページ掲載先）

熊本国税局トップページ> 税に関する情報・一般取引資料せんの提出

> (1) e-Tax による提出について

> (5) 資料せんデータ及び合計表の送信

問 3 5) 「提出先調査部門等番号」とは何か

【答】 e-Tax のシステム上、一般取引資料せんの提出先を識別するための番号です。

資料せんの処理を担当する職員が限られているため、番号を指定して送信いただくようお願いします。

問 3 6) 「提出先調査部門等番号」が記載された用紙を紛失した

【答】 提出先調査部門等番号は「2 2 1 1 2 0 4 0 0」です。

同封のチラシ「一般取引資料せんの e-Tax による提出」の裏面にも番号を記載しております。

問 3 7) e-Tax の利用方法が分からない場合はどうしたらよいのか

【答】 一般的な e-Tax の利用方法は、e-Tax ホームページの「よくある質問」をご覧ください。

解決しない場合は、e-Tax ヘルプデスクまでお問い合わせください。

※ e-Tax ヘルプデスク : 0570-01-5901

受付時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00（休祝日・12月29日～1月3日を除く）

《光ディスク等》

問 3 8) 光ディスク等で提出する場合は、合計表を提出するのか

【答】 合計表に必要事項を記入していただき光ディスク等と一緒に提出してください。

問 3 9) 合計表の提出枚数欄は、どのように記載すればよいのか

【答】 作成されたデータの行数を記載してください（1行を1枚としてカウント）。

問４０） 光ディスク等を送付したいが、同封されていた返信用封筒で送っても大丈夫か

【答】 ケースに入れていただくか、厚紙などで保護していただき、同封の返信用封筒で送付してください。

問４１） 提出した光ディスク等は、返却してもらえるのか

【答】 申し訳ありませんが、提出いただいた光ディスク等は、返却しておりませんので、あらかじめ御了承願います。

問４２） 光ディスク等に入力したものを、印刷して紙で提出してもよいのか

【答】 申し訳ありませんが、光ディスク等での提出をお願いします。

問４３） 提出する科目ごとにシートを作成するのか

【答】 １つのシートで作成していただいて構いませんが、必ず「取引区分」欄に該当科目のコードを入力してください。

問４４） 提出するファイルのデータ形式（PDF、Excel 等）は何でもよいのか

【答】 熊本国税局ホームページに掲載している、Excel 形式の入力フォームでデータを作成していただき、Excel 形式のまま提出をお願いします。

《暗号化》

問４５） 「光ディスク等で提出する場合、暗号化をお願いします」と書いてあったがどういうことか

【答】 光ディスク等には、取引先の情報が含まれますので、暗号化処理した光ディスク等を提出していただくようお願いしています。

問４６） 自己復号型暗号化方式とは何か

【答】 自己復号型暗号化方式とは、作成したデータに任意のパスワードを設定して暗号化を行い、そのファイルを受け取った者は、暗号化ソフトがなくともパスワードを入力することにより、閲覧等を可能とする（復号化）方式をいいます。

なお、暗号化するためには、暗号化ソフトが必要になります。

問４７） パスワードはどのようにして確認するのか

【答】 後日、国税局資料センターの担当職員から電話によりパスワードをお伺いいたします。

提出いただくデータに暗号化を行った場合は、パスワードの応答担当者を合計表に記載の上、提出してください。

問４８） 電話によりパスワードを聴取するのは、問題があるのではないか

【答】 国税局資料センターの担当職員がお伺いするのはパスワードのみであり、その他の情報をお伺いすることはありません。

また、国税局資料センターの担当職員が電話によりパスワードをお伺いする際は、光ディスク等で提出いただいていることを確認した上で行いますから、御安心下さい。

問４９） 暗号化ソフトのインストールは、どうすればよいか

【答】 暗号化のソフトについては、市販されているものを購入していただくか、インターネットから無料ソフト（フリーソフト）をダウンロードしていただくこととなります。

どの商品が良いかは、こちらでは分かりかねますので、御自身で判断していただくよう、お願いします。

問５０） 暗号化できない場合は、どうすればよいか

【答】 暗号化処理をお願いする趣旨は、作成したデータを提出いただくまでの間における紛失等のリスクに備え、情報セキュリティ確保のためにお勧めするものです。

暗号化できない場合は、表計算ソフト(エクセル)の機能によりパスワードを設定した上で提出する、などの方法により、情報セキュリティ確保のための手当てをお願いします。